

## 改正卸売市場法に係る業務規程の策定について

## 1. 改正卸売市場法について

## (1) 趣旨

卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、「生産者の所得の向上」と「消費者ニーズへの的確な対応」を図るため、改正卸売市場法が平成30年6月22日に公布された。(施行日は令和2年6月21日)

## (2) 基本的な考え方

- これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持する。
- 流通が多様化する中、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務を行うことにより、高い公共性を確保する。
- 生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に 대응していくために、各市場において、地域の特性を活かした知恵と工夫で市場の活性化が図れるように、市場の取引ルールの自由化を推進する。

## (3) 「市場の取引ルール」に関する主な改正内容

	現 行	改正後
①売買取引の方法の公表 ②差別的取扱の禁止 ③受託拒否の禁止 ④代金決済ルールの策定・公表 ⑤取引条件・取引結果の公表	一律に法で規制	引き続き、全市場の「 <u>共通ルール</u> 」として残置
⑥第三者販売の原則禁止 ⑦直荷引きの原則禁止 ⑧商物一致の原則		<u>市場ごとに、関係者の意見を聴くなど、公正な手続きを踏み、共通ルールに反しない範囲において定めることが可能</u>

## 【補足】

- ②差別的取扱の禁止 : 卸売業者は、取引関係者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。
- ③受託拒否の禁止 : 卸売業者は、販売の委託の申込があった場合、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。
- ⑥第三者販売の原則禁止 : 卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。
- ⑦直荷引きの原則禁止 : 仲卸業者は、当該市場の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない。
- ⑧商物一致の原則 : 卸売業者は、市場内の生鮮食料品以外の生鮮食料品の卸売をしてはならない。

## 2. 本市関係例規の改正について

### (1) 改正に対する本市の方針

本市が引き続き「中央卸売市場」を称するためには、法の施行日(令和2年6月21日)までに、新法で定める「業務規程」を策定し、中央卸売市場に係る国の認定を受ける必要がある。

そこで、現行の「業務規程」である「徳島市中央卸売市場業務条例及び同施行規則、関係要領」について、新法に係る所要の改正を行う必要がある。

### (2) 市場内における協議

本市場内における青果部・水産物部の関係業者に対して、卸売市場法の改正に関する講演会及び説明会を開催し、その後、部門別及び業種別にヒアリング調査を実施した。

実施日	意見聴取者
平成30年 8月10日	青果部 卸売業者
平成30年 9月20日	水産物部 卸売業者
平成30年10月22日	青果部仲卸組合理事長
平成30年10月23日	水産物部仲卸組合（3組合の各理事長）
平成31年 3月19日	青果部 売買参加者組合役員
平成31年 3月20日	水産物部 売買参加者組合役員
平成31年 4月18日	水産物部 卸売業者

### (3) 関

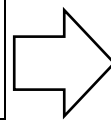
係条規（業

務規程）の改正内容

①

- ① 売買取引の方法の公表
- ② 差別的取扱の禁止
- ③ 受託拒否の禁止
- ④ 代金決済ルールの策定・公表
- ⑤ 取引条件・取引結果の公表

公正・安定を確保するための共通ルール



現行どおり  
(共通ルールとして遵守するため  
条例に明記)

### ② 市場で定めることができるルール

- ・今後の市場取引の活性化を推進するとの国の方針に沿い、これまで規制されていた取引ルール（第三者販売・直荷引き・商物分離）を、原則自由化する。
- ・但し、公設市場としての役割や地域貢献度を確保するため、一定の条件を付するものとする。

(4) 今後のスケジュール

	徳島市	国
令和元年7月	開設運営協議会で報告	
令和元年12月	定例議会に改正案を上程	認定申請受付開始 (12月21日～)
令和2年1月～	国へ認定申請の提出	
令和2年6月	6月21日より新制度による運用開始	